

羽島市浄化センター太陽光発電設備導入事業にかかる仕様書

1. 目的

本事業は、羽島市浄化センター（以下「センター」という。）用地において太陽光発電設備の導入事業者により、運転管理及び維持管理等を実施させることで、地方公共団体が保有している施設における再生可能エネルギーの取組の促進・普及を図り、脱炭素社会の形成に貢献することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 事業名

羽島市浄化センター太陽光発電設備導入事業

(2) 事業場所

羽島市下中町市之枝6丁目191番（参照：位置図・平面図・別図）

(3) 事業概要

ア 事業者は、事業着手前に現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。

イ 事業者は、センター敷地内において、設備（太陽光発電設備及び付帯設備をいう。以下同じ。）の設置が可能な設置場所（事業区域）の提供を受け、設備を導入する。

ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

エ 事業者は、設備の設置時や撤去時、維持管理時においてセンターの施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。

(4) 事業期間等

ア 協定締結日から撤退の日までを事業期間とする。

イ 事業期間は、原則として最長で25年間とする。ただし、市と協議のうえで期間を変更することができるものとする。

ウ 設備の設置期間については、1期目（令和7年度設置分）は協定締結日～令和8年3月31日まで、2期目（令和8年度設置分）は令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。ただし、社会的情勢等により当該期間内での設置が困難な場合には、市と協議のうえで適切な時期を設定するものとする。

(5) 事業費用

ア 事業者は、設備の設置工事を着手した日から、設備撤去の工事を完了した日までの期間を通じて、使用料を市へ納付する。

イ 使用料については、最低額を年額で1㎡あたり100円（税抜）とするが、事業者は、使用料の算定根拠を提示すること。

ウ 事業区域の面積については、両者の協議の上、センターの維持管理や施設の修繕、将来の更新工事及び増設工事等に、支障がないと判断された面積とする。

想定面積約18,187㎡（1期目8,603㎡、2期目9,584㎡・別図参照）

原則として、防護柵等で設備を囲む面積や、設備の水平投影面積（真上から見た時の面積）と配線等の設置面積で、設備の間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積およびその他必要な面積を含め算定したもの。

事業期間中あるいは年度途中で、事業区域の面積が増減する場合は、使用料の取り扱いを含め、市と事業者の協議の上決定する。

エ 使用料を納付する期間及び額については、設備設置の工事を着手した日から設備撤去の工事を完了した日までの期間とする。

使用料については、事業者は、市の発行する納付書により、年額を支払うものとする。ただし、年度途中の使用開始または、終了の場合は、年額の使用料を月割り計算した額とし、日割り計算は行わない。

また、使用料の端数については、千円単位で切り上げるものとする。

3. 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

事業者は、施設の状態を十分に把握するために、資料等の収集、センター関係者への聞き取り、現地測定、既設施設の確認等の必要な調査を実施する。調査は、設備の設置に係る課題を施設管理者と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

事業者は、設備の容量等を、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。

(3) 構造調査

事業者は、設備の設置にあたり、風圧力・積雪荷重・その他外力の影響について、設備の耐久性に問題ないことを書面により報告する。

(4) 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出する。

設備の設置について、建築基準法や電気事業法など各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出する。

事業者は、各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、所管官庁にて必要な手続を行う。

4. 設備の設置工事

事業者は、2. 設備工事前の調査・手続を行ったあとに、設備の設置を行う。設置時の条件は以下のとおりとする。また、関係法令を遵守し施工すること。

(1) 設備

ア 設備の設置に際し、ISC8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」及び、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。

ウ 設備はJ E T認証を取得したものであること、又はJ E T認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) その他の事項

ア 事業者が本書に定める事項を履行しないときは、センター未利用地における事業区域の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において、設備等を速やかに撤去すること。

イ 事業者は、工事中にセンターの施設を破損した場合には、事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 事業者は工事の前に、市に対し工事の内容等の説明（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備への対応、マニュアル作成等）を行い、内容等については市と協議の上で決定すること。

エ 事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請内容等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の確認等を得ること。

オ 事業者は、センターの性質を考慮し、特段の配慮をもって設備を設置すること。

5. 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応等）に関わる条件

事業者が行う設備の工事の実施にあたり、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書及び関係法令等]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

[設備の設置等の条件等]

設備の設置時には、施工方法が分かる書面を作成し、市と協議し、センターの施設の機能に支障が無いよう施工する。また、設備に起因するセンター施設への支障が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。

① 事業者は、日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

- ② 事業者は、設備の設置に先立ち詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、工程表等を市に提出し、確認を受けること。
- ③ 事業者は、必要に応じ、市が施工に係る書類を求めるときは、提出すること。
- ④ 事業者は、施設の利用や安全に支障が起きないように、市と協議の上、十分に注意を払った工事手法、及び工程を計画し実施すること。
- ⑤ 事業者は、センターが行う保守点検や維持管理に配慮した計画とすること。
- ⑥ 事業者は、設備設置に係る配線については、センターの施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。
- ⑦ 事業者は、太陽光の設備には、センター施設の電気工作物と識別ができるように、要所に本事業のものであることが分かるように表示板を掲示すること。
- ⑧ 事業者は、センターが停電しない方法で施工すること。
- ⑨ 工事中の安全対策の実施や、調整等は事業者が行うこと。
- ⑩ 事業者は、工事完成時には、市の確認を受け、完成図書書類（工事写真、機器仕様図、取扱説明書、完成図面、使用材料及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、書類を市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。
- ⑪ 事業者は、放流水質に影響のある資機材や薬剤等は使用しないこと。
- ⑫ 設備の色彩は、周囲と調和するもの、または一般的なものを使用すること。
- ⑬ 事業者は、外部から容易に設備に触れることができないよう、設備の周囲には防護柵等を設置し、出入口は施錠するとともに立入禁止の表示を掲示すること。
- ⑭ 設備の設置及び将来の維持管理において支障となる樹木や、残置物等は市と協議し、撤去するなど、事業者の負担で必要な措置を取ること。

6. 維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様に関わる対応等

- ・事業者は、電力状況や維持管理状況の報告を市へ毎月行う。また、災害等の非常時においては市に協力し、適切な対応を行うものとする。

[維持管理等の条件]

- ① 事業者は、市と責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画等を、運用開始前に提出する。さらに、設備が故障した場合は、市に連絡し協議の上、事業者の責任と負担において修繕を行うこと。
- ② 事業者は電気事業法その他関係法令等に則り保守点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、書面により、点検結果を市へ報告すること。
- ③ 事業者は、巡回パトロールを月1回実施し、結果を市へ報告すること。
- ④ 事業者は、電気主任技術者など、必要な人員や技術者等を準備すること。
- ⑤ 事業者の企画提案内容が達成できないことによる損失は、事業者の負担とする。
- ⑥ 事業実施中に、センターの施設に支障が生じ、原因が事業者の行う工事に起因する場

合には、事業者の負担により速やかに修復すること。

- ⑦ 設備に異常もしくは故障がある場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- ⑧ 市は、市が行う改修工事等の際に、設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置等が必要な場合は、事業者と事前に協議すること。また、その際に伴う費用負担が発生した場合は事業者の負担とし、移設期間中の事業者の収益に関して、市は補償を行わない。
- ⑨ 事業期間中に、市がセンター施設の一部を移譲や売却などを行う場合は、事業者に対し、同等の条件で事業を継続させることを条件として、市は移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する事業区域を提示する。その際の移設費用の全部又は一部を市が負担する。
- ⑩ 事業者は、本事業の目的及び、再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、月ごとの発電量やその他、市が必要とする情報については、適宜公表することを想定していることから、市からの照会に応じること。
- ⑪ 事業者は、地震、台風等の災害発生前後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- ⑫ 事業者は、事業区域内の草刈り等を行うなど、環境整備に努めるとともに、放流水質等に影響のある資機材や薬剤等は使用しないこと。
- ⑬ 市は、設備の異常等に気が付いた場合は、速やかに事業者に連絡すること。

7. 責任分担の基本事項

・上記（1.～6.）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別表1」及び下記①～⑤のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ① 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に参加し、市へその写しを提出すること。
- ② また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。
- ③ 事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや、現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ④ 事業者は、本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑤ 事業者は、本事業に関しての苦情等に対し、丁寧に対応すること。

8. 事業の終了による設備の撤去

- ① 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合や、事業期間が終了した場合は、市と協議し、事業者の費用負担により、設備の解体・撤去・整地などの必要な

工事について適正にかつ速やかに行うこと。

- ② 事業者は、撤去後の設備の廃棄は、関係法令等に基づき、適切に処理すること。
- ③ 事業者は、撤去時に、事業完了の書面や撤去の工事写真、廃棄物に関するマニフェスト写しなどの書類を市へ提出すること。

9. その他

- ① 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は貸与資料の目的を明らかにし、目録を作成するとともに、目的以外に使用せず、事業撤退後には全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- ② 事業の目的を達成するために必要な事項は、本書に定めのないことであっても実施するものとする。
- ③ 事業期間中、事業者は地域との交流に努めるものとする。
- ④ その他、本書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。

10. 主な提出書類（任意様式）

- ① 設備設置及び設備修繕・変更等工事に係る書類
 - ・ 着手届
 - ・ 工程表
 - ・ 工事計画書
 - ・ 工事責任者及び施工業者名等の連絡先（緊急連絡先）
 - ・ 完了届
 - ・ 損害保険や賠償責任保険等の加入書の写し
 - ・ 完成図書書類（工事写真、機器仕様図、取扱説明書、完成図面、使用材料及び各種許認可書の写し等）
 - ・ その他 必要な書類（変更含む）
- ② 維持管理等に係る書類
 - ・ 運用開始日届
 - ・ 維持管理に係る責任者等の連絡先
 - ・ 保守点検及び維持管理計画
 - ・ 月報
 - ・ 設備等に変更等があった場合の維持管理に関わる書類
 - ・ その他 必要な書類（変更含む）
- ③ 設備撤去工事に係る書類
 - ・ 着手届
 - ・ 工程表

- ・ 工事計画書
- ・ 工事責任者及び施工業者名等の連絡先（緊急連絡先）
- ・ 完了届（工事写真、マニフェストの写し等）
- ・ その他 必要な書類（変更含む）

別表1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	提出書類の誤り	提出書類の誤りにより、目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの(瑕疵を除く)	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	天災・暴動・感染症等による事業の変更・中止・延期	○	○		
計画 設計 段階	物価	物価変動にかかる費用の負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関する事		○	
建設 段階	物価	物価変動にかかる費用の負担		○	
	市施設損傷	事故・火災による市施設及び設備の損傷		○	
		設備に起因する市施設への障害・損傷		○	
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷		○	
	用地の確保	資材置き場等の確保に関する調整	○	○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による運転開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○	
一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○		
支払 関連	支払遅延・不能	施設の使用料の支払いの遅延・不能への対応	○		
	金利	市中金利の変動		○	
維持 管理 関連	計画変更	市の責による事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○	
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○	

	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する市施設への障害		○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務		○